

投稿（研究ノート）

韓国の教育現場における「正当な便宜」の運用実態の考察

— 「合理的配慮」との違いに着目して —

金 仙 玉

I はじめに

現在、障害者の権利保障をめぐる鍵概念となっている「合理的配慮(reasonable accommodation)」は、本格的にはADA (Americans with Disabilities Act, 1990) において注目され、1990年代以降、障害者の差別を禁止する法律が導入される過程で広がりを見せたものである¹⁾。そして「合理的配慮」の概念は、障害者の権利に関する条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities, 2006、以下、権利条約) で国際人権条約として、はじめて導入された。

韓国では、権利条約が採択され同条約を韓国に紹介する際に韓国政府はreasonable accommodationを「合理的便宜」と訳して表記しており、関連分野の研究者も「合理的便宜 ((합리적 편의))」あるいは「合理的配慮 (합리적 배려)」と表現していた。しかし、2007年4月、「障害者の差別禁止及び権利救済に関する法律」(以下、差別禁止法) 制定とともに、「合理的配慮」という用語は福祉的で恩恵的なイメージがあり、提供者の立場に立つ言葉であるとする障害当事者団体の主張によって「正当な便宜 (정당한 편의)」という用語を導入することになった。こうした状況の中で、韓国の法学、社会福祉学の分野で差別禁止法の内容検討が行われ、崔榮繁 (2009) が「合理的配慮」と「正

当な便宜」の概念比較を行うとともに唯一日本語で公表されている。崔は、「文言の違いはあるものの、『正当な便宜』提供義務は、事実的平等の確保という類型に属し、拒否が差別になることや過度な負担及び著しく困難な事情がある場合は適用除外となる規定は、権利条約と同様で、『合理的配慮』と『正当な便宜』は概念上の類似性が大きい」と述べている²⁾。しかし、崔の研究は条文上の規定からの解釈や見解を示したものであり、関連分野での運用の実態把握を踏まえて、「正当な便宜」と「合理的配慮」との相違については明らかにしてはいない。

日本における「合理的配慮」概念の研究としては、玉村公二彦 (2006) と鈴木勉 (2014) が注目される。玉村は、「『合理的配慮』の原理は平等論という観点からすると、より複雑で豊かな平等の概念に『合理的配慮』の基礎が置かれている」と論じている³⁾。鈴木は、権利条約が構想している障害者の平等を回復するためには3つの措置があると提起している。すなわち、「普遍的な権利保障 (universal design)」、「特別な措置 (affirmative action)」、「合理的配慮 (reasonable accommodation)」であり、「合理的配慮」とは、「障害者の平等を確保するために講じられる環境調整で、これは非常に個性が高いものであり、障害の状態に応じて講じられる『個別の支援』」だと述べている⁴⁾。教育現場において個別の支援としての「合理的配慮」はどの

ような意義を持つのだろうか。

そこで本稿では、韓国の教育現場における障害児に対する「正当な便宜」の運用実態を権利条約の「合理的配慮」との違いに着目して考察する。研究方法は、知的障害児の親と教師に対するインタビュー調査であり、これに基づき、どのように「正当な便宜」が提供されているかを明らかにする。それを通じて、教育現場における個別の支援としての「合理的配慮」の意義を見出したい。

なお、韓国の法制を言及する際には「正当な便宜」を使用し、それ以外は「合理的配慮」を用いる。また、法制上一般的に使われる「障害」という漢字表記に統一する。

II 「合理的配慮」と「正当な便宜」

1. 権利条約における「合理的配慮」

2006年12月13日、第61回国連総会で採択された権利条約は、韓国においては2008年12月に批准され、翌年1月より国内発効している。

権利条約第2条では、「合理的配慮」を「障害のない人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、不釣り合いな又過重な負担を課さないもの」と規定している。また、教育条項（第24条）では、「障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、インクルーシブ教育制度等を確保する」ことを目的とし、締約国に教育差別を撤廃し実質的な平等を実現するために「合理的配慮」の提供義務を規定している。清水貞夫（2011）は、権利条約におけるインクルーシブ教育について、「インクルージョン」の用語は、条約の諸処にみられ、条約全体の基本原則の一つが社会での完全で効果的な参加とインクルージョンとなっている。つまり、インク

ルーシブ教育の実現は、障害者の生活にかかわる諸分野における非排除・非差別・平等の実現と不可分な関係にある」と述べている⁵⁾。つまり、障害者差別をなくす上でインクルーシブ教育は根幹でありその実践のために「合理的配慮」が果たす役割は重要であるといえる。

権利条約は、「合理的配慮」を通して障害や障害者に対する社会的障壁を取り除き、差別をなくしていくことを求めている。また、そのための社会環境の変化を求める社会モデルに立脚している。社会モデルは障害者が抱える問題の要因と責任を障害者個人ではなく社会に帰属するものとして構成され⁶⁾、国や社会の責任を明らかにしているのである。障害者の権利を守り、社会を見直す手段として「合理的配慮」の考え方を社会全体に浸透させるためには、障害により生じる困難や排除・制限を個の問題ではなく社会環境との接点から生まれてくるものであるという社会モデルの視点に立って捉えるのが国際的な共通認識であるといえる。

2. 韓国における「正当な便宜」

韓国の障害者便宜施設促進市民連帯事務長ベ・ユンホ（2007）は、差別禁止法制定過程において、権利条約の「合理的配慮」の用語を「正当な便宜」という用語に置き替えた背景について次のように述べている⁷⁾。

この用語は、これまで「合理的配慮」、「合理的便宜」などで翻訳がされてきたが、差別禁止法の制定とともにこれは「配慮」ではなく、「便宜」であり、「合理的」ではなく、「正当な」と翻訳することとした。「正当な便宜」は同情によって施される配慮ではなく、障害者のアクセスと移動のためには必ず必要であり、当然受けるべき権利なので正当である。「合理的配慮」という用語は施設主の立場か

ら便宜を提供することが合理的か否かを確認して、それを配慮の次元でやってあげるという意味で受け入れやすい。そこで差別禁止法の制定に伴い、障害界は「合理的配慮」という用語を拒否して「正当な便宜」という用語を採択した。

このように「正当な便宜」は、障害当事者の主張によって権利の主体性を際立たせるために導入された用語であるといえる。また、差別禁止法の立法過程において障害当事者は社会モデルに立脚し障害を捉えることを主張した。しかし、政府は、現行障害者福祉法上の障害の概念との一貫性を維持する必要があるという「政策一貫性維持論理」、障害の概念を広げると中産階級の障害者がより多くの利益を得ることもでき公平性の是非が生じうるという「不平等発生論理」、また軽度の障害者が制度を悪用・濫用する恐れがあるという「制度悪用論理」などを理由として反対した。結果、障害の概念は障害者福祉法に沿った「身体的・精神的損傷又は機能喪失が長期間にわたって個人の日常生活又は社会生活に相当な制約を招く状態をいう」とする従来の医学モデルを踏襲したものになっている⁸⁾。

差別禁止法第4条第6項では「『正当な便宜』とは、障害者（障害児を含む）が障害のない人と同等に、同じ活動に参画することができるようにするため、障害者の性別や種別程度等を考慮した便宜施設（公共施設）・設備・道具・サービス等、人的・物的諸般の手段と措置」と規定している。第14条では教育責任者（教育機関の長又は運営責任者）に対して「正当な便宜」提供義務を規定している。

また、同法で権利救済機関である国家人権委員会のガイドラインでは雇用、教育、施設の利用などの分野における「正当な便宜」提供について規定している。「正当な便宜」は基本原則と例外に

分けている⁹⁾。基本原則では、「『正当な便宜』は、障害者が健常者と同じスタートラインに立って参加できるように差別を実質的に解消するために導入された概念である」とし、①障害者の人間としての尊厳と価値を尊重し、保護する方法で提供、②障害者が必要とする方法と手段、時期を考慮して提供、③必要に応じて障害者と障害者の関係者ともに提供、④障害者と健常者を分離しない方法で提供、⑤障害者が他人の助けがなくても利用できる方法と手段をまず考慮するなどが規定されている。次に、例外として、①障害者の障害類型及び程度・特性に適合しない場合や不必要な場合、②「正当な便宜」の提供による過度な経済的負担が伴う場合、③対象施設等の構造変更または施設の設置が不可能な場合、④「正当な便宜」を提供することによって本来の目的が毀損・喪失される場合などが「正当な便宜」の例外として規定されている。

Ⅲ ソウル市内の小学校における「正当な便宜」の運用実態

1. 調査対象者及び調査方法

韓国ソウル市に本部を置いてある「全国障害児父母会連帯」¹⁰⁾の事務局長に、研究の概要について文書と口頭で説明を行い、研究協力候補者の紹介を依頼し、同意の得られた現在小学校の通常学級に在籍しているか、在籍したことのある障害児の親3名と障害児教育に携わる教師2名を対象とした。調査対象者の属性等は以下の表1のとおりである。本調査は、個別対面的に半構造化インタビューを行った。調査に費やした時間は一回60分から180分程度であった。倫理的な配慮については、盛山（2004）が提示した次の3点¹¹⁾、すなわち「インフォームドコンセント」、「ハラスメントの回避」、「コンフィデンシャリティ（秘密保持）」を考慮し、このことについて口頭および書面で伝

表1 調査対象者の属性等

対象者	実施日	所属先（役職）及び子どもの現状
親	A (女性)	2013.11.22 所属先：現・ソウル市麻浦区障害児父母会役員兼中学校非常勤講師 子どもの現状：12歳（女、小5年生で通常学級在学中、知的障害1級）、親が「学校生活は楽しい」と聞くと、いつも「友だちがいない、勉強が難しい」と言う。
	B (男性)	2013.11.22 2014.6.8 所属先：前・ソウル市障害児父母会会長 子どもの現状：17歳（男、中1年生で一般学校に在学中、知的障害1級）小学校時は通常学級で過ごす機会が多く、楽しく学校に通っていたが、中学校は特殊学級にいる時間が多くなって他の学生と関わる機会が少なく、楽しみが減った。
	C (女性)	2013.11.21 所属先：現・共に生きるソウル市障害児父母会共同代表 子どもの現状：18歳（女、高2年生で特殊学校高等部に在学中、知的障害1級）、小学校時にひどくいじめを受けて情緒不安な時期もあった中学校から特殊学校に進学し、特殊学校進学後は落ち着いて生活している。
教師	D (女性)	2013.11.20 ソウル市南部特殊教育支援センター教歴10年、教育行政職歴4年
	F (女性)	2013.11.21 ソウル市ダンジュン小学校、教歴15年

注 ①当該障害児生徒年齢は2014年12月時点の年齢であり、年齢と学年が異なるのは入学の留保があったからである。

②知的障害等級は障害の程度により重度の1級から3級までの等級がある。

③特殊学校と特殊学級は日本の特別支援学校と特別支援学級にあたる。

え、対象者から同意を得た。また、本調査は筆者の所属する愛知県立大学の研究倫理審査委員会の承認（愛県大管理第3-15号）を得て実施された。

得られたデータを分析する際には、調査内容に対する答えが表現されている部分を中心に、帰納法的に分析を行った。

2. 調査内容及び分析方法

質問事項は、親に対しては、「子どもが学校生活や学習活動に参加する上で必要だと考えられる支援があった場合、学校にどのように要求してきたか」について、教師に対しては、「親から子どもの学校生活や学習活動を営む上で困難を感じ何らかの支援を要求された場合、それをどのように受け止めて対応してきたか」を面接によって聞いた。

親に対して得られたデータはKJ法を参照に分析を行った。分析の手順はまず、対象者ごとに逐語化された韓国語データを繰り返し読み、調査内容に対する答えが表現されている部分を中心に日本語に翻訳し、付箋紙に記した。次に、模造紙上にランダムに付箋を配置、類似したものどうしのグループ化を繰り返し、最終的にはグループを集約し、サブカテゴリー名をつけた。教師に対して

3. 調査結果と考察

(1) 「正当な便宜」獲得のための3つのプロセス

親であるA・B・Cの事例から親たちは子どもが学校生活や学習活動に参加する上で何らかの支援（配慮や便宜）が必要な場合、次の3つの過程を経ていることが分かった。

- ① 要求とされるものを「把握」する過程
- ② 把握した内容を学校側に要求する「遂行」の過程
- ③ 要求した事項に対して進展があるかどうかの確認後再び要求する「再遂行」の過程

また、①の「把握」する過程では「子ども理解のための大人自身のふり返り」、「一貫した教育目標」が、②の「遂行」の過程では「インクルーシブ教育に関する的確な認識」、「学校の仕組みの熟知」、「親による子どものニーズの代弁」、「親と教

師の協働」が、③の「再遂行」の過程では、「学校への働きかけ」、「他の子どもたちへの働きかけ」が、①②③の過程に影響を与える8つのサブカテゴリーとして見出された。

②の「遂行」の過程における「親による子どものニーズの代弁」のサブカテゴリーからは、親の要求・願望と子どものニーズとの相違への着目が重要であることがわかった。そのため、いかに、要求事項が子どもにとって必要なものか、親自身の要求になっていないかを的確に把握し親自身の要求を取り除くことが極めて重要である。また、「遂行」の過程の「親と教師の協働」と、③の「再遂行」の過程の「他の子どもたちへの働きかけ」をも大切であることが読み取れた。

学校での「正当な便宜」提供においては、障害児本人や親と教師二者だけで構成される状況は皆無である。学校責任者の捉え方が「正当な便宜」提供に影響を及ぼす事も多々あると思われる。障害児、親、健常児、教育責任者、教師など、これら教育現場を構成するすべてが納得し得る形での解決が最も望ましい。したがって、上記の3つのプロセスに加えて教師や学校側からも能動的に多くの関係者を取り込むための交流やコミュニケーションの機会を設けることも必要である。

(2) 教育現場における「正当な便宜」をめぐる課題

以下は、親Aさんが子どもの就学前に入学を希望する小学校に要求した内容とその要求に対する学校側の対応を示した事例である。以下に示す事例文は、質問事項に対応して再構成したものである。

娘は股関節が弱くてしゃがむことが困難です。就学前に学校を訪ねて娘の状況を説明して娘が利用できる便器を備えたトイレを設置してくださいと要求しました。学校側から差

別禁止法によると障害児トイレの規格を規定していて、リフォームで解決できない問題ではないと断られました。結局、入学を留保しました。そして翌年の入学に向けて学校にトイレの設置を求めました。具体的には、学年が上がって教室が変わる場合各階ごと左右に一つずつ娘が利用できるトイレの設置を要求しました。学校からこれを強制する法がないと言われた。障害者便宜増進施設に関する法があるものの、その法では建物の1階のみ障害児トイレの設置が義務付けられているので、2階にトイレを設置しなくても違法ではないと言われ、翌年も就学できませんでした。

Aさんの事例から、親の要求に対して学校責任者である校長はトイレの設置という便宜提供によって何が当該障害児の権利保障や利益であるかについての検討は行われておらず、「根拠とする法がないので強制事項ではない」ことを理由として取り組もうとしなかった。そこには、受容の範囲を縮小させ、障害児の問題を学校全体の問題として取り組もうとしない消極的な姿勢がうかがえる。さらに、「これを強制する法がない」と、「正当な便宜」そのものを否定している。便宜提供義務者以前に教育者である校長は、便宜提供に伴う学校側の負担の抗弁に重点を置くより当該障害児の教育を受ける権利を最優先して、便宜提供の必要性を判断すべきである。

(3) 個別の支援としての「合理的配慮」

ここで取り上げる親Bさんの事例は、前述した鈴木さんの個別の支援としての「合理的配慮」の意義を考える上で示唆に富む見解を示していると考えられる。以下の事例は、Bさんが1年に5名の友だちができるように支援してほしい¹²⁾と学校側に要求し、それに対して教師とBさんが取り組みを示したものである。

親と教師がプログラムを作ってあれこれしなさいと言わないように話し合い、まず子ども同士が関わるようにして、親と教師らは見守ることにしました。偶然、クラスの子どもたちが息子と関わる中で、写真を撮る真似をすると息子が顔をあげ、笑うことに気づき、写真を撮ってもらうことが好きかなと思ったようです。子ども同士が遊び方を創り出すのです。1学年を終わると、1学年担任がその方法を2学年の担任に伝えました。このように6年間を過ごす中で息子に多くの変化が見られ、教室で座っていること自体が困難で子どもたちと関わるのが苦手でしたが、クラスの子どもたちが寄ってくると喜んで迎えるようになりました。息子のクラスが成功すると、他のクラスの先生が「あなたのクラスはどうして問題が起こらないの」と聞かれ、取り組みを教え、他のクラスでも取り組みが行われた。この学校に通うすべての障害児が学校に行くことが楽しくなりました。親や教師もうれしくなり、また何かをしてあげたい、取り組みたいという気持ち生まれ、具体的な関わり方法（支援）を工夫していきました。

この事例で最も評価できるのは個の問題に対して親、教師、他の児童、つまり当該障害児と関係するすべての人々を含むクラス全体を巻き込んで取り組んだことである。物的支援や人的支援だけではなくこの事例のように環境作りも「合理的配慮」の一つの在り方だといえる。この事例では、障害児が健常児のように「計算ができるようになる」「読み書きができるようになる」といった能力に視点を当てたのではなく、障害児と健常児が、日々の学校生活のなかで一緒に遊んで楽しむことや、ときには喧嘩をしたりして困ったりすることなど、さまざまな感情を共有し合い、その過程の

なかで同じ人間であるという理解を子どもたち自身が深めていけるように、教師と親が子どもたちの関わりを見守るという姿勢で、関わり続けていた。障害児にとっては健常児との心のバリアを少しでも取り除くことができ、健常児にとっては障害があっても仲間と共に生きることの大切さを知るきっかけとなった。彼らにとっては可能性を広げ、多様性を享受することができる時間を過ごし、一障害児の利益だけではなく、すべての子どもの成長・発達を促すことになったのである。この事例では、Bさんの要求を超えて学級、学校作りへとつなげた点が重要である。「合理的配慮」はそのような好循環を生み出す発展的概念として捉える必要がある。

(4) 関係者の要求の調整

次に、親の要求に対して学校の関係者がどのように関わっているのかを見ていく。

以下は、教育行政職（日本の教育委員会指導主事にあたる）としてソウル市南部特殊教育支援センターに勤めているDさんの事例であり、親から子どもが通常学級で無理なく統合されるように支援してほしいと相談があった際に行った対応について示したものである。

学校から支援を求められて学校に出向く時は必ず親、在籍クラスの担任、特殊教師の3人に参加していただきます。3人に出席をさせる理由は少なくとも当該障害児の教育に関わっている3つの主体が共に話合わなければならぬと思うからです。そして、親と担任教師との意見が異なった場合はその場で調整します。例えば、親はaを必要としているが、担任らはbとcを必要しているのだとすれば、aとbとcを折衷してdを提案します。

教師Fさんは、親との関わりについて次のよう

に語っている。

親から子どもが学校生活をしていく上で困難があって相談が求められた場合は、親の話に耳を傾けるようにしています。しかし、本人の子どもだけにフォーカスを当てていることが問題で、要求事項が多い場合はここまではできますが、これはできないと。学校は多様な子どもたちがいるところで、共同体的な生活を営むためには諦めなければならない部分もあると説明します。先生はいろいろ取り組みもうとしているのに大変なこともあると、受け入れてくれますね。

Dさんは、当該障害児と関連している人々の間で要求が異なる場合の調整に重点を置き、協議を通じて意見の調整を行い、当該障害児に必要な支援を創り出そうと働きかけている。Dさんの取り組みは、親と教師間で求めている便宜の内容が異なった場合の調整に重点が置かれている。

Fさんの語りは、親からの相談・要求において親と教師の合意の重要性が示されている。その合意は高いレベルの決議を求めるのではなく、全体受容をも必要としない。

両者の対応から「正当な便宜」提供を念頭においた対応ではなく、親の要求に応じていくだけのものになっており、また障害児本人の視点にたった調整が見受けられない。さらにそれぞれの裁量の範囲内で対応しようとする姿勢がうかがえるが、個別のニーズに応じた支援を提供する場合は「正当な便宜」提供においては学校長など上級管理者や学校行政の裁量が必要な場合も多くある。その場合は異なる要求を調整し、より高いレベルで合意を形成していくべきである。「正当な便宜」の概念にはそこまでのプロセスは含まれていると考えられる。

IV おわりに

1. 韓国の教育現場における「正当な便宜」の運用実態の考察

知的障害児の親と教師に対するインタビュー調査の結果から個別の問題において必要に応じ、学校全体の問題として捉え、関係する人々を巻き込んだ取り組みに乏しいと言える。その上で、学校側の解釈・取り組みに関する課題が見えてきた。学校側の対応において「正当な便宜」は、法的な根拠をたてに、時には法の抜け道を見つけ障害児が享受することができる権利を阻害している一面を持つ。しかし、法で全てを縛ってしまうと息苦しい社会になる。学校責任者は自ら「正当な便宜」提供の責務性を明確にし、「正当な便宜」を個の問題ではなく学校全体の問題として捉え、取り組んでいくべきである。

2. 「合理的配慮」と「正当な便宜」の違い

権利条約においては障害を社会モデルに立脚して捉えているのに対し、韓国の差別禁止法では医学モデルに立脚しており、障害を捉える視点が異なるため、そもそもの議論のスタート地点が異なっている。医学モデルとして捉えているため、個の問題として捉え、社会として取り組むことができている。つまり、韓国の「正当な便宜」は権利条約との整合性よりは既存する国内法との整合性を重視した。そのため権利条約で謳っている「合理的配慮」の原理を矮小化させている。

前述したように「正当な便宜」は、「同情によって施される配慮ではなく、障害者のアクセスと移動のために必ず必要であり、当然受けるべき権利である」という障害当事者の主張によって導入された用語である。ここで「正当な便宜」の当然の権利とする主張には同意するものの「合理的配慮」が提供義務者の施しであるかのような捉え方

により、「合理的配慮」から「正当な便宜」へと用語が変換したにもかかわらず、当初の思惑とは異なり提供義務より権利主張の観点が強調されるあまり、提供義務履行者は受動的かつ消極的立場に立つ結果になった。「正当な便宜」も「合理的配慮」も障害者の権利である。しかしここで言う権利は声高に主張するものではなく、人が生きていく上で当然の権利である呼吸をするのと同等であると考える。また提供義務者にとっては必ず果たさなければならない当然の義務である。

韓国において「正当な便宜」は、障害者の権利主張を出発点する側面が強く、「合理的配慮」は、提供者の提供義務を強調する側面が強いといえる。言うならば、「正当な便宜」は行使するもの、「合理的配慮」は果たすものである。

「正当な便宜」の法制化にあたり権利主体である障害当事者が声をあげ、その影響力が発揮できたことには意義があった。ここから便宜享受の権利重視から便宜提供の義務重視へといかに変換していくかが鍵であると考ええる。

3. 教育現場における「合理的配慮」の意義

子どもの教育権保障のための環境を整えることが責務である義務教育段階の教育現場における「合理的配慮」は、障害当事者がお願いをし、提供者が施すものではなく、障害当事者が時には提供者が問題提起をし、問題を共有し共に取り組み解決するものでなくてはならない。さらに、教育現場である以上、障害児のみならず健常児にも配慮し、目を向ける必要がある。健常児を配慮し、障害児をおろそかにするのではなく健常児を巻き込んだ取り組みが必要となる。

教育現場における「合理的配慮」は、要求されたから提供するという受動的な態勢で「絶対に必要なのか」を問いかけて提供される支援ではなく、障害の個性性を考慮して学校生活や学習活動を営む上で「必要とされるものは何か」を掘り起

こすこと、すなわち障害児の置かれている環境に対し、親と健常児及び教師の相互理解と協働の中から創られる能動的支援であり、調整と合意を通じた支援体系であるといえる。

教育現場における「合理的配慮」の意義は、障害児の参加のみならず、健常児へのインクルーシブであり可能性・多様性へとつながっていく。個別の問題への取り組み一つ一つが彼ら障害児・健常児の可能性につながる。健常者・障害者が共存する場が通常社会であり、障害者の排除は通常社会ではなく特殊社会といえる。障害児の不参加は健常児にとっても特殊社会によるイクスクルージョンであり多様性の欠如である。「合理的配慮」は、多様性・可能性を育むものでなくてはならない。多様性とは、互いを認め合い、尊重し合うこと、可能性とは互いの短所を補い、長所を伸ばし合うことで1+1が10にも100にも時には無限大に広がっていくことである。能力主義、競争主義で勝者が生き残り、敗者が排除される社会より多様性、可能性を重んじる社会がより人々を幸せにする。このような社会に向け「合理的配慮」の果たす役割は重要である。

今回のインタビュー調査の限界は、事例の件数が少なかったことであり、今後は多数の事例調査に基づいて「正当な便宜」の運用の実態を把握する必要がある。また、調査対象者を障害児の教育権を確保するために積極的に取り組んでいる親を対象としていたため、声が出せない当該障害児や親、教師の「正当な便宜」の運用の実態を捉えることができなかった。今後は彼らやさらに「正当な便宜」の提供を受けて成人となった人や、彼らと共に学校生活を送った人にもインタビュー調査を実施し、比較・検討・考察することが課題である。

原稿受理（平成27年3月）

採用決定（平成28年1月）

注

- 1) 玉村公二彦、2006、p.19
- 2) 崔榮繁、2009、p.51-52
- 3) 玉村公二彦、同上書、p.18
- 4) 鈴木勉、2014、p.12-13
- 5) 清水貞夫、2014、p.3
- 6) 川島聡・東俊裕、2008、p.20
- 7) ablenews.co.kr 2007年11月23日付。なお、ablenewsは2002年12月1日に障害者の人権擁護、認識改善、社会への主体的参加、自立情報提供を目的として開始されたインターネット障害者新聞である。
- 8) ナム・チャンソプ2007、p. 27
- 9) 「正当な便宜」の内容については、金仙玉2014「韓国における障害者権利条約批准後の障害者の教育権保障に関する一考察：国家人権委員会のガイドラインと勧告の分析を通して」『総合社会福祉研究』第44号を参照されたい。
- 10) 全国障害児父母会連帯は、2003年に設立された障害者教育権連帯を引き継ぐ団体で、2008年からこの名称になった。現在全国16カ所に支部を設置している。
- 11) 盛山和夫、2004、pp.16-17
- 12) 親は学校に継続的に通うためにも友だちという存在を通じて心の安らぎを感じるようにすることが最も必要だと考えた。しかし多動で椅子に座ることが困難で、パニックに陥ることも多く、自らの意思で人間関係を築くことが容易ではないため、1年に5名の友だちができるように支援してほしいと学校側に要求した。

引用・参考文献

- 川島聡・東俊裕（2008）「障害者の権利条約の成立」長瀬修・東俊裕・川島聡編『障害者の権利条約と日本一概要と展望』生活書院。
- 崔榮繁（2009）「韓国の障害者法制：障害者差別禁止法を中心に」小林昌之編『開発途上国の障害者と法』アジア経済研究所pp.29-63。
- 清水貞夫（2011）「特別支援教育制度からインクルーシブ教育の制度へ」『障害者問題研究』第39巻1号、全国障害者問題研究会pp. 2-11。
- 鈴木勉（2014）「障害者の権利条約における平等回復のための三つの措置」『福祉のひろば』7月号、総合社会福祉研究所pp.12-13。
- 玉村公二彦（2006）「国連・障害者権利条約における合理的配慮規定の推移とその性格」『障害者問題研究』通巻34号1号、全国障害者問題研究会pp.11-21。
- 松井亮輔・川島聡編（2010）『概説障害者権利条約』法律文化社。
- 松田康子（2012）「高等教育における障害学生支援と「合理的配慮」の検討—ひとりの障害学生への聴きとり調査を事例に—」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』117号pp.205-229。
- ナム・チャンソプ（2007）「障害者差別禁止法の制定過程と争点」『韓国障害者福祉学』6号、韓国障害者福祉学会pp.5-53。
- 盛山和夫（2004）『社会調査法入門』有斐閣ブックス。

(キン・センギョク 愛知県立大学大学院)